

平成 27 年 天草市農業委員会第 11 回総会議事録

平成 27 年 11 月 25 日天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである (32 名)

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。(4 名)

5 番	武内正俊君	8 番	中村三千人君
18 番	森岡一正君	37 番	平岡秀樹君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。(5 名)

事務局長	林泰裕	局長補佐	藤本寿
主幹	瀧本由一	主査	寺澤大介
書記	川中浩一朗		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 60 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 62 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 63 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 議第 64 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請について
- 日程第 8 議第 65 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請について
- 日程第 9 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林泰裕君） 皆さんこんにちは。ただいまから平成 27 年第 11 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、先日行いました天草地区の農業委員の研修会はお疲れ様でございました。20 日の日に県農業会議の臨時の総会がございまして、私と林局長と二人出席して参りました。皆様もご承知のとおり、規制改革会議で農業会議等は廃止していいのではないかという意見が出されていますが、今度は農業委員会ネットワーク機構として、一般社団法人の農業会議として発足することになったそうです。今まで私たちは転用申請案件を農業会議の諮問会議にかけた後に許可を通知していました。今まで 10a 以上の転用面積は諮問会議でご意見を伺っていましたが、今後改正法の施行後は 30a 以上の案件を会議に諮ることになりますので、事務処理が少しは楽になるかなと思います。ですので、より慎重にこれからは審議していかないといけないと思っております。委員の皆様方のご協力をよろしくをお願いします。

それでは、本日もよろしくをお願いします。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は 4 名の委員から欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員が出席しておりますので総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長にお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、3 番、川原昭雄委員、7 番、佐々木碩哉委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 59 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。本町の譲受人は本町の譲渡人より、本町の田 1,004 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請

地には葉タバコを栽培される計画です。

2番について説明します。本町の譲受人は本町の譲渡人より、本町の田339㎡、畑610㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。五和町の譲受人は、東京都の譲渡人より、五和町の田3筆1,387㎡、畑8筆2,190㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜などを栽培される計画です。

○事務局（川中浩一朗君） 4番について説明します。有明町の譲受人は福岡県大牟田市の譲渡人より、有明町の田479㎡を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲を栽培される計画です。

5番について説明します。福岡県大牟田市の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の田1,276㎡を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲を栽培される計画です。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。新和町の譲受人は志柿町の譲渡人より、楠浦町の畑239㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。熊本県上益城郡の被設定者は、天草町の設定者より、天草町の田749㎡の内288㎡の空中部分に営農型発電設備を設置するため、区分地上権を設定したいというものです。

8番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田1筆1,180㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。1番について説明致します。まず、場所ですが、本町の中心部に本町中学校がありますけれど、本町中学校より南の方にある水田地帯の一角であります。譲受人は認定農業者で葉タバコと繁殖牛親子合わせて15頭飼っていらっしゃいます。農業一筋にがんばっている青年でございます。ここの譲り受けるところも十数年來耕作しております。よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番(倉田喜一君) 34番、倉田です。2番について説明致します。場所は本町小学校より5km位西に行ったところでございます。譲受人は現在会社に勤めておりますけれど、もうすぐ定年でございますので、自家菜園の場所として野菜を作ったり、水田には水稻を作ったりということでございます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番について、担当委員より説明をお願い致します。

○6番(森本文隆君) 6番、森本です。3番について説明致します。場所は国道324号線、鬼池港付近より山手に500mから1km程入ったところに点在しております。譲渡人は資料をご覧のとおり、東京にお住まいで高齢ということもあり、こちらに帰ってくる予定もないということで後を引き継いでくれる人を探しておられましたが、知人を介して譲受人を紹介していただいたということでありました。譲受人は会社役員であります。お父さんと本人も含めて状況に応じてパートさんを2、3人雇って高菜を中心に農業をしておられます。ご覧のとおり筆数が多くて面積も小さい小規模なところが多いのですが、比較的近距離で半数以上が隣接地の畑になり、管理栽培しやすいのではないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○32番（松川兼光君） 32番、松川です。4番について説明致します。譲渡人と譲受人は叔父姪の関係です。家も300m位しか離れていない同じ地区に住んでおられます。申請地は有明町楠浦の高規格道路から南へ500m位の場所です。譲受人は勤めながらの兼業ですが、作業は譲渡人と譲受人の兄さんあたりが定年退職でおられて、その人達から加勢を受けてがんばっておられるということです。交換することによって、それぞれの家の近くになるという理由で交換の申請になっております。問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○32番（松川兼光君） 32番、松川です。5番について説明致します。4番に関連する案件で交換の対象地でございます。申請地は4番とは100mしか離れていないところです。譲受人の住民票は大牟田になっておりますが、定年後有明町楠浦で10年位農作業をされておられます。一生懸命作業されておられますので問題ないと思われれます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○04番（川口直君） 4番、川口です。6番について説明致します。場所は本渡地区の清掃センターが楠浦にありますけれど、それから500m位本渡寄りのところございまして、この

件は先月の総会案件に出た農地の隣で、先月申請忘れがあったというものです。譲渡人と譲受人の奥さんが姉妹でありまして、譲渡人は近く熊本の方へ行くので耕作できないということです。譲受人に耕作してほしいということでした。何も問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に7番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。7番についてご説明致します。この案件は先月5条の一時転用許可を受けたところでございますけれど、区分地上権を設定する必要があったために、今回の申請にあがっております。何等問題ありませんので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に8番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。8番について説明致します。先月もご審議をお願いしました久留地区内に位置します。場所が中々分かりづらいとこでございまして、本渡方面から牛深へ行きますと久留というバス停がございまして、ここには旧一町田小学校第一分校があり、少し入ったところに譲受人自らが経営するビニールハウスがあります。今回譲渡人との間で売買が成立した農地は自宅と隣接しており、譲受人の後継者も賛成したことで申請をされたと聞いております。今後については隣接者と協力し従来どおりの耕作を続けるということで問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第60号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。本日の議案についての審議に入ります前に皆様方に報告しておきます。第9回、第10回において2度保留しておりました栖本町河内の農地法第4条許可申請の案件につきましては、現在申請者が設計の変更とそれに伴う資料の作成を依頼している段階でございます。設計図、その他資料が揃い、隣接所有者と折衝の上再度審査をお願いしたいということでございますので、今総会におきましては保留継続とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。亀場町の申請人は物置倉庫とするため、亀場町の田180㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。既に物置倉庫として利用してありますので、始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番(山本友保君) 12番、山本です。場所は亀川の愛隣保育園から50m位先に行ったところでございます。前方のスクリーンに映ってますけれど、亀場町在住の申請人は父と一緒に建設業を営んでおりました。父の代に昭和43年でございますけれど、必要に応じて農業用の倉庫、及び建設業工事用の物置倉庫が建築されました。その後父は死亡して相続してまだ農地であることに気づき、申し訳ありませんとの始末書が添付され、今回申請書類が出してございます。面積は180㎡です。給水はございません。排水は前に道路がございます。そこに側溝がございます。そこを利用して排水されます。区長さんの排水同意書も添付してあります。問題ないところでございます。よろしく申し上げます。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番の件につきまして、事務局の説明をお願いします。

○事務局（川中浩一郎君） 2番について説明します。熊本市の申請人は植林をするため、有明町の田1,817㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、既に植林してありますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上でございます。2番について説明申し上げます。ただいま事務局から説明のとおりでございます。資料④は3ページになっております。場所ですが、有明町下津浦新山のところでございます。国道から下津浦の中心地を通過して3km位登ったところに申請地があります。現在の登記地目は田になっておりますが、山間地で耕作困難なところではあります。所有者の亡き母が約25年前に無断で杉苗を植林しました。それで始末書が添付されております。大変申し訳ありませんとのこと。前方のスクリーンを見ていただくと分かりますが、全体が山林でございます。隣接の同意書と地元の区長の同意書もいただいておりますので問題ないと思っております。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番の件につきまして、事務局の説明をお願いします。

○事務局（川中浩一郎君） 3番について説明します。亀場町の申請人は太陽光発電施設を建設するため、栢宇土町の田1,606㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。4条の3番について説明します。申請地、面積については事務局説明のとおりです。資料④は5、6ページとスクリーンをご覧ください。5月の総会の農用地からの除外申請で審議されました。場所は国道266号線から県道下田線に入り、福連木のトンネルの横を通り左の山頂へ登りまして、そこから少し下ったところにスクリーンに映った申請地があります。周りはみんな耕作放棄地みたくなっております。両親が生きておられる時は、耕作されて管理されていたのですが、所有者が結婚されて中々管理ができないということで、なにか有効利用できないかと考えたところ、太陽光発電施設を設置して売電しようということになりました。参考として言いますが、パネルが206枚、50.26kwの規模です。給排水計画につきましては、給水は必要なく、雨水は自然放流です。隣接者からの同意書、地区の区長からの同意書、経済産業省からの認定通知書等関係書類が添付されております。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第61号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続き、お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。五和町の譲受人は個人住宅を建築するため、東京都の譲渡人から北原町の畑379㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は親子で売買により取得し自己住宅を建築したいというものです。場所は芥明高校の近くです。資料④は7ページ、8ページをご覧ください。左側に農地がありますので、隣接同意書が添付されています。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周囲は宅地化が進み、特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。諏訪町の譲受人はマンションを建築するため、本渡町の譲渡人から本渡町の田1,048㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、賃貸マンション建築のため売買により譲り受け転用したいというものです。場所は仏事会館天壽殿の近くです。資料④の9、10ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。建築設備の概要といたしまして、鉄筋コンクリート6階建て、12戸分、駐車場18台分となっております。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。写真の奥の方に農地がありますが、南側に位置し隣接同意書が取れなかった理由書が添付してありますので、申し上げます。関係する隣接所有者同意書についてでございます。

「今般申請させていただく農地法第5条第1項の規定による許可申請書に添付すべき隣接所有者同意書取得において、隣接地所有者から下記の理由において、現時点で同意をいただいておりますのでご報告させていただきます。不同意理由、造成工事着工前段階で申請地との境界の画定を行い、その境界から申請地側にある程度の緩衝帯を設けることを条件として同意する旨の意見があり、現段階においてはその手続き及びその条件を協議することが時間的に不可能であるため。補足、申請地は隣接土地に対して北側に位置しているため、隣接地上の耕作物生育に際して日照及び通風等は何等問題なく確保されます。よって申請地の転用は隣接地に何等影響を及ぼすことはございません。平成27年11月10日」となっております。

付近は住宅化が進み、特に問題ないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。亀場町の譲受人は物置倉庫を建築するため、亀場町の譲渡人から亀場町の田98㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。既に物置倉庫として利用してありますので、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。3番について説明致します。場所は先程4条で説明致しましたけれど、愛隣保育園から50m位行ったところがございます。前方のスクリーンでちょうど正面にカーブミラーがたっておりますけれど、先程の4条はその左側でございます。今回はその右側、赤線の枠内でございます。この土地の面積は98㎡でございますけれども、名義人が申請者の叔父さんになっております。話し合いをしまして、譲受人が譲り受けて所有権を移転して地目変更をお願いするものでございます。車庫と現在シート被せて置いてありますのがバインダーのようでございます。同じく始末書が付けられています。これもやはり昭和43年に父親が作られたところがございます。仕方ないのかなということがございます。相続で初めて気付いたということがございます。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一朗君） 4番について説明します。亀場町の譲受人は宅地拡張するため、

亀場町の譲渡人から亀場町の畑 254 m²を贈与により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、すでに造成してありますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。5条の4番を説明致します。場所は亀川小学校の手前にコスモス薬品がございます。その横から少し入ったところになります。亀場町在住の申請人は自己住宅を建築するため、父親名義の土地を譲り受けて転用したいというものです。面積は、254 m²です。申請地に祖父の代から鉄パイプの小屋が建っておりました。許可を得てからすべきところですが、申し訳ありませんでしたということで始末書が添付されています。この土地は上下水道が完備されたところがございますので、給水は天草市の上水道を利用して、汚水排水は天草市の公共下水道を利用します。雨水排水は側溝が出来上がっておりますので、そこを利用されます。区長さんの同意書が添付されていません。今電柱が建っていますが、その少し上の段というか左側の方に隣接農地がございます。その同意書も添付してあります。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。柵宇土町の譲受人は倉庫及び駐車場とするため、本渡町の譲渡人から亀場町の畑 236 m²を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。5番を説明致します。場所は、亀場牛深線にホームセンターのコメリがございますが、少し入ったところに前方のスクリーンの農地が出てきます。申請人は柵宇土町に在住していますが、電気設備業を始めるところでございます。便利の良い場所に事務所と倉庫を作るためにこの土地を選んだそうです。この面積は

236㎡でございます。売買により所有権を移転したいということです。事務所は小さくて給水も排水もございません。そして、雨水は地図で言いますと左手の方に水路がございます、そちらの方に自然排水ということでございます。区長さんの排水同意書が添付してございます。それから、左側と奥の方に農地がありますのでその同意書も添付してございます。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。今釜新町の譲受人は個人住宅を建築するため、千葉県の譲渡人から佐伊津町の畑749㎡のうち330.58㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。6番について説明致します。まず場所ですが、佐伊津の入口に4差路の交差点がありますが、そこを少し登りますと右手にロッキーがあります。そのロッキー付近になります。現在ここにはジャガイモが作っております。この一部に家を建てられるそうです。家を建てられる方は、親子4人、アパート住まいで、子ども大きくなるし家を建てようかということになったそうです。写真で見ますと、手前の方が国道になります。周りには7mから8mの道があります。申請地は北側になり、隣接所有者からの同意書と区長さんの排水同意書も添付してあります。外には何もないと見てきました。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。五和町の譲受人は、個人住宅を建築したいため五和町の譲渡人から五和町の田1筆222㎡、畑1筆226㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、既に整地してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。7番について説明致します。天草市役所五和支所のグラウンドから南西に少し行ったところですよ。資料④は19ページをご覧ください。ここは既に周りは住宅地でございます、農地という農地がございません。特に問題はないかと思われまして。給排水につきましては、給水は市の水道から、また雨水は道路側溝へ放流するということです。生活雑排水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ放流するということでございます。区長さんの排水同意も得ておられますので、特に問題ないかと思っております。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。大阪市の借受人は、太陽光発電施設を設置したため、五和町の貸渡人から、五和町の畑1筆265㎡を借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。8番について説明致します。場所は、城河原交差点より500m位西に入ったところでございます。先々月、太陽光発電施設の申請を受けた場所の近くでございます。その時は私欠席をしておりましたので、事務局より説明があったと思います。前回と同じ借受人が太陽光発電施設を設置するというので、何も問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。この配置図がほかのと比べてめちゃくちゃ小さいです。普通は拡大したのを載せると思うのですが、最初からこれで申請してあるのか伺いたい。普通パネルが何枚とか配置図にちゃんと書いてあるのですが、申請地の表示よりまだ小さい配置図なので。

○事務局（瀧本由一君） ただいまの質問でございますけれども、資料はこちらの図面と同じでございます。事業計画の中ではパネルは36枚でございます。枚数が少ないということもあまして、平面図的にはこちらの書類を出していただいております。事務局に提出してある書類につきましては、事業計画書の中で36枚のパネル、排水計画では、雨水が自然排水及び流末の道路側溝に流すという具体的な計画も示されております。添付書類はこちらの方を提出してございまして、それをそのまま使わせていただいております。

○29番（小堀田幸一君） 普通、配置図はこんなに小さく書いても大丈夫ということですか。

○事務局（瀧本由一君） そうですね。その筆にどういう風な配置がされるのか、それと枚数ですね。そういったものが確認されますと、この大きさにつきまして特別指定はなかったと考えております。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一朗君） 9番について説明します。倉岳町の借受人は個人住宅を建設するため、倉岳町の貸渡人から倉岳町の畑960㎡を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。9番を説明致します。資料④の23、24ページです。場所は県立天草高校倉岳校の前でございます。この案件は市道の拡張工事に伴い平成28年8月までに家等を移転完了させなければならないためでございます。譲渡人と譲受人は叔父甥の関係で、譲受人は現在畳店を経営なさっています。面積的には広いかなと思うんで

すけれど、家 156 ㎡、残地は駐車場 4 台、庭や菜園畑にされるということでございます。
資金計画書、給排水計画書も出ており、区長の同意も出されています。何等問題はないか
と思いますが、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 9 番の件につきまして、質疑はありませ
んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 5、議第 62 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集
積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第 62 号について説明します。資料②の 5 ページからご説明致し
ます。所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 20 件、再設定の計画が 22 件、
合計で 43 件、総面積は 130,812 ㎡となっております。なお、5 ページに上程しております
のが所有権移転の計画でございますが、1 番については、田 1 筆 792 ㎡、畑 8 筆 5,786 ㎡
を贈与により取得される予定です。1 番の譲受人（あっせん候補者）ですが五和町で「果樹」
経営を行なっている認定農家です。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん
譲受等候補者名簿」にも掲載されております。取得後は申請地で、野菜、果樹を栽培される
計画です。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生
産法人以外の法人であり、14 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべ
き各要件」全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説
明はありますか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転 1 件、利用権設定
42 件につきまして質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第63号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第63号について説明します。資料②の15ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、五和町28件、佐伊津町2件、下浦町2件、倉岳町2件合計で34件、総面積は24,960㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、17ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、スクリーンに映しますので、ご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②15ページの、1番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、2番五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、3番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、4番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、5番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、6番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、7番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、8番、9番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、10番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、11番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、12番、13番、14番、15番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、16番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、17番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②15ページの、18番、19番、16ページの20番25番、26番、27番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、23番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、21番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、22番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、24番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、28番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、29番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、30番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、31番、32番、下浦町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、33番、倉岳町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②16ページの、34番、倉岳町の申請地です。以上です。

○2番（稲田秀敏君） 補足説明を申し上げます。この34番がですね、場所は先程の5条申請案件にあがってました倉岳校の第2グラウンドの上の方でございまして、昨年6月頃非農地申請があがりました。昨年も説明しましたが、以前はこの辺一帯周囲は山林化して畜産農家に無償で貸してありました。でも今は飼料稲等のため畑は見向きもしないような状態でございます。そのような状況でこの辺は荒れたわけでございます。復元可能ではあると思いますが、周囲が山林化している状態でここをどう判断していくかを皆さんで審議をよろしく願います。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。この文言の使い方でございますけれども、「非農地通知書交付申請書について」ということでございますが、今聞いてみますと、「非農地化への」という文言がいいような感じがするわけでございます。こういう文言を使いなさいという農地法上の規定があるわけですか。というのが、現況を考えてみますと、農家が高齢化になっておって耕作ができない。これが一つ。それから猪の被害で中山間地、こういうところはもう耕作ができないような猪の被害がどこの地区もあると思います。合わせてこの猪対策をもっと強化しなくちゃ、もう猪で人間は歳とってしまふ、田にも来ようになってしまうまして、それぞれ個人が電柵をしなけりゃならん、中山間地は私達のところは共同でやっておりますけれども、非常に大きな問題だと思っておりますが、これはとりあげなければならない問題じゃないのかなと。農業委員会でも進達をするような方法をとっていかなきゃならん時代がもう到来しているなと思うわけでございまして、2点について、この文言の使い分け、それから高齢化による、あるいは猪被害によることについての審議も合わせてやったほうが適当じゃないかと思えます。

○事務局（瀧本由一君） ご質問の1番目、農地法に定めがあるかということですが、農地法にその文言があるわけではございませんけれども、17ページに天草市農業委員会農地に該当するか否かの判断事務取扱要領ということで昨年定めていただきまして、その中で非農地化を図る時の申請の内容については非農地通知書交付申請書というのを申請者に出していただいて、それに基づいて審査をしています。ということから非農地通知書交付申請書についてということで、議題は昨年6月から出させていただいているところでございます。

○3番（川原昭雄君） この通知書交付というのは、なにか金ばくるような状況なんですよ。非農地化への申請書の審議でありますから、そういう意味がいいのではないかと。なんかお金も一緒にくるっとじゃなかろうかというような感覚。交付というのは適当ですか。

○事務局（林泰裕君） 金銭のみではなく、通知書も交付でありますので、これは特に交付

という言い方で問題はないかと思えます。猪対策につきましては、農業委員会だけの審議ではなくて、担当係もごさいますし、そこら辺で合わせて進めていく話でございますのでご理解いただきたいと思えますが、いかがでございますか。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎でございます。さっき川原さんと事務局から話があった猪対策、一番被害を受けているのは農業者であります。実はあちこちで話はしているのですが、今猪は罾を掛けて取るという方法であります、人間が避妊のためにピルとか飲んで子を持たないようにするというのがあり、猪対策もそういった避妊薬を混ぜたような餌を作ってもらえばいいと思うとですよ。研究機関に計らってもらって、その餌でどうにかせんと、これはどがんも対応はできんすもんね。正直な話が。どんなに捕っても増えていきますもの。全国的にも広がってきておりますので、できればそういった対策を真剣に取り組んでもらわんことには本当に人間よりか増えます。昨日も嫁の母親の畑に行ってきましたけれども、えらいもんでしたよ、畑が。網をぐるぐるっと張ってきましたけれども、全体的になっていきますので、農作物自体はできんごてなります。正直な話が。これは冗談じゃなくして真剣にそういった食料あたりを開発してもらわないと。これはすぐできると思うとですよ。そこらへんの要望を農業委員会から出していただければ、いいかなと思えます。できればぜひ、お願いします。

○事務局（林泰裕君） 今出ましたご意見につきましては、すぐ隣が猪対策の課でございますので、検討してもらおうようにお話をしてみたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○2番（稲田秀敏君） すみません、ちょっと横道じゃないですけど、脇道にそれました34番の件につきまして、判断基準の（2）の方に該当するかと思えます。また、現状畑として復元しても継続していくのが困難であるとみられると思えます。

○議長（鶴田雄士君） 今まで説明がございましたが、説明資料の現況地目のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1番から9番は山林、10番は原野、11番から32番までが山林、33、34番が原野として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議第64号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局から説明をお願いします。

○事務局（川中浩一郎君） 議第64号について説明します。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により市長から農業振興地域整備計画の個別見直しに係る農

用地区域からの除外申請等に関し審議の依頼がっております。

なお、除外申請につきましては、除外がなされた時に転用許可の見込みがあるかないかをご審議いただくものです。

資料②④及び前方スクリーンをご覧ください。1番について説明します。栖本町の申請人は栖本町の畑2筆4,049㎡に植林をしたいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。1番について説明致します。この案件は、畑としてはもう管理できないということがございます。それで山林として管理をしていきたいという案件でございます。周囲の方の同意も出ておりますので問題ないかと思っております。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明致しました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 2番について説明します。五和町の申請人は、五和町の畑1,706㎡の内1,153㎡に貸住宅・貸駐車場を建築・整備したいというものです。除外後の農地区分は第1種農地になり、原則転用許可できませんが、例外規定のいわゆる集落接続に該当するため許可できることとなっており、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。2番について説明致します。場所は佐伊津の天草病院がございますけれど、天草病院から御領方面に500m程行ったところになります。写真を見てお分かりのように、一応畑ではありますが耕作放棄地であります。写真の手前に映っているところは、駐車場として利用してあります。申請人は兄弟二人分の住宅を建てたいということで除外の申請を出されております。申請人の自宅が道路向かいにありまして、兄弟の家としては最適ではないかと思っております。申請者の母親と所有者が仲が良いということで、申請者に土地は譲ると遺言書に書いてもでございます。区長の排水同意も取っておりますし、特に問題ないと思っております。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 3番について説明します。五和町の申請人は、五和町の田1,701㎡を駐車場としたいというものです。除外後の農地区分は第1種農地になり、原則転用許可できませんが、例外規定のいわゆる集落接続に該当するため許可できることとなっており、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番(佐々木碩哉君) 7番、佐々木です。3番について説明致します。場所は城河原交差点より西へ少し行ったところですが、申請者は肉屋及び焼肉店を経営されております。今現在も駐車場はございますが、それでは足りずに付近のすぐ隣に公民館敷地、また民間の駐車場に沢山停められて付近の方が困っておられます。道路に数珠つなぎに駐車もされ、警察からも度々注意をされておられます。そういう関係で、今現在も大型バスが2、3台来る時が度々あっております。そういったわけで、どうしても駐車場が必要であるということで申請がされておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 4番について説明します。五和町の申請人は、五和町の田1,026㎡に事務所及び駐車場を建築・整備したいというものです。除外後の農地区分は第1種農地になり、原則転用許可できませんが、例外規定のいわゆる集落接続に該当するため許可できることとなっており、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○15番(山下和弘君) 15番、山下です。申請地は、旧五和西中学校より二江側に500m程行ったところですが、この地区は施設栽培が盛んで、イチゴとかキウイが作られます。ここ

で申請者が測量会社を立ち上げられて、30年位になります。事務所が老朽化していることと、息子さんが4、5年先に修行から帰ってきて息子に事業を譲る考えだそうです。1階は農機具倉庫、2階が事務所ということでお願いしたいということです。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。玉名郡の申請人は駐車場とするため、本町の田1,940㎡を転用したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。5番についてご説明致します。老人のケアホームとそこに寝泊まりする老人も沢山いて、来客数が多く駐車スペースも足りない状況です。周りは道でございます。南側には小さい川があります。西側にも小さい川があり、周囲の耕作には影響ないかと思ひます。よろしくご審議お願ひ致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。本渡町の申請人は、五和町の田1,373㎡の内435,71㎡に個人住宅を建築したいというものです。除外後の農地区分は第1種農地になり、原則転用許可できませんが、例外規定のいわゆる集落接続に該当するため許可できることとなっており、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。6番について説明致します。申請者は本渡にお

住まいでございますが、両親は城河原におられます。場所ですが、天草空港より城河原に下ってきますと田園が広がります。そこをしばらく入ったところです。申請者はアパート暮らしでございまして、両親と一緒に住むために家を建てたいということでございます。何等問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。五和町の申請人は、県道の拡幅工事による移転の為、五和町の田2筆768㎡に農家住宅を建築したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。7番について説明致します。場所ですが、城河原交差点より西に1km入ったところでございます。ただいま言われましたとおり、県道の拡幅工事にあたって、家から畑までなくなります。そういうことで近くの田をお世話になって、家及び倉庫を建てたいということでございますので、何等問題ないと思いますので、よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。河浦町の申請人は、河浦町の田3筆1,296㎡を資材置場としたいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。8番について説明致します。この地区は河浦町

の白木河内といいまして、国道 266 号線を牛深方面に行きますと宮野河内に行く信号があります。さらに 1km 先に富津方面への信号がありますが、その中間付近になります。申請地の道向かいが家になります。申請人は何ヶ所か資材置場を持っておりませんが、それぞれ狭くなったため、ここに資材置場を作るということでもあります。給水の必要はないということと、雨水は隣接の河川へ放流するということです。汚水等はないということでございます。隣接所有者の同意と地区の区長の同意が添付してありますが、なにしろ法に不慣れなため申し訳ないとの始末書が添付されております。問題ないと思っておりますので、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 8 番の件につきまして、質疑はありますか。

○12 番（山本友保君） 12 番、山本です。資料の作り方ですけれども、39 ページですけれども、申請地と大きく文字が書いてございます。ここからどこを見るのかということで、眼鏡かけて見とっとですけれどもそれでも探しきれません。矢印なり赤の丸なり付けていただければ分かりやすいと思います。事務局によろしく申し上げます。

○事務局（林泰裕君） すみません。線はある程度大きめに書いてあったのですが、白黒印刷ということで大変見づらくなっておりました。今後改めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） そういうことで、山本委員よございませうか。

○12 番（山本友保君） 斜線か矢印していただくと分かりやすいです。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可見込みありと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 8、議第 65 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 資料②の 19、20 ページをご覧ください。1 番から 3 番、及び 15 番の申請人は、土地改良事業の施行区域とするため、農用地区域へ編入したいというものです。また、4 番から 14 番の申請人は、農地保全のため農用地区域へ編入し中山間地域等支払制度に加入したいというものです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員から補足説明はありますか。

(補足なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ただいまの件につきまして、皆様から質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程 8、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 報告事項につきましては、資料②の 21、21 ページに記載しております。農地利用・形状変更届が河浦町 2 件、宮地岳町 3 件盛り土、切り土をして利用・形状変更したいというものでした。第 4 条の許可不要転用届については、楠浦町 1 件、畑を農業用道路としたいというものでした。第 5 条の許可不要転用届については、本渡町 1 件、南町 1 件、無線基地局を設置したいというものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 27 年天草市農業委員会第 11 回総会を閉会致します。

午後 3 時 40 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 川原 昭雄

署名委員 佐々木 碩哉